

# 令和5年第3回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

令和5年6月9日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第31号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第32号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第34号 財産の取得について
- 日程第12 報告第 4号 令和4年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第 5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 議案第35号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第2号）について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 3 1 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 2 号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 財産の取得について
- 日程第 1 2 報告第 4 号 令和 4 年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 3 報告第 5 号 令和 4 年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 4 議案第 3 5 号 令和 5 年度片品村一般会計補正予算（第 2 号）について

会議録1号用紙

|                |        |        |
|----------------|--------|--------|
| 片品村議会会議録       |        | 第 1 日  |
| 令和 5 年 6 月 9 日 |        |        |
| 出席議員 12 名      | 欠席議員 名 | 欠員 名   |
| 第 1 番          | 小林 政彦  | ( 出席 ) |
| 第 2 番          | 小柳 紀一  | ( 出席 ) |
| 第 3 番          | 萩原 和典  | ( 出席 ) |
| 第 4 番          | 萩原 正信  | ( 出席 ) |
| 第 5 番          | 狩野 孝夫  | ( 出席 ) |
| 第 6 番          | 北澤 佳子  | ( 出席 ) |
| 第 7 番          | 星野 吉弥  | ( 出席 ) |
| 第 8 番          | 千明 勉   | ( 出席 ) |
| 第 9 番          | 後藤 眞平  | ( 出席 ) |
| 第 10 番         | 高山 悦夫  | ( 出席 ) |
| 第 11 番         | 星野 栄二  | ( 出席 ) |
| 第 12 番         | 飯塚 美明  | ( 出席 ) |

説明のために出席した者の職氏名

---

|             |           |
|-------------|-----------|
| 村 長         | 梅 澤 志 洋   |
| 副 村 長       | 金 子 賢 司   |
| 教 育 長       | 萩 原 明 富   |
| 総 務 課 長     | 梅 澤 康 明   |
| 住 民 課 長     | 金 子 小 百 合 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 川 田 貴 広   |
| 農 林 建 設 課 長 | 中 村 学     |
| むらづくり観光課長   | 狩 野 久 良   |
| 教育委員会事務局長   | 星 野 孝 行   |
| 会 計 管 理 者   | 星 野 照 子   |

事務局職員出席者

---

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 大 竹 篤 保 |
| 主 査     | 戸 丸 徳 子 |

議長（萩原正信君） ただいまから、令和5年第3回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 萩原和典君及び5番 狩野孝夫君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの8日間に決定しました。

---

### 日程第3 一般質問

議長（萩原正信君） 日程第3、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） 7番。

議長（萩原正信君） 7番。

（7番 星野吉弥君登壇）

7番（星野吉弥君） 皆さん、おはようございます。

質問に先立ち、本日熱心に傍聴される皆様、併せて村民皆様に御礼申し上げます。4月23日執行の片品村議会議員選挙において、村民より信任された12名の議員が今後4年間、村長をはじめとする執行部の皆さんと協議、協調し、さらなる村民生活向上のため尽

力してまいる所存でございます。今後もご指導とご鞭撻をお願いし、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

(7番 星野吉弥君 質問席に着席)

議長(萩原正信君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

7番(星野吉弥君) 議長。

議長(萩原正信君) 7番。

7番(星野吉弥君) 7番。

今回の質問は、大きく2項目から村長の考え、今後のお願い等を質問していきたいと思  
います。

まず、1番の大きな項目として、国の観光庁の令和5年度事業、地域一体となった観光  
地・観光産業の再生・高付加価値化事業についてであります。

その1番として、当初、採択結果は6月下旬の見込みと伺っていますが、申請件数及び  
申請事業金額はどのぐらいか伺いをします。併せて採択の見通しについて、村長さんの感  
触をお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えをいたします。

本事業は、観光庁の補助事業で、地域一体となった面的な観光地再生の支援を目的とす  
るもので、宿泊施設や観光施設等の改修、廃屋撤去、面的なDX化などの取組が対象とな  
る事業です。

片品村においては現在、観光協会を通じて村内観光事業者からの申請の取りまとめと本  
事業申請に必要な地域計画の作成を行っているところです。申請予定件数につきましては、  
全体で15件、そのうち今年度と来年度の2か年で事業を行うものが9件、今年度だけの  
単年度で行うものが6件となっております。

事業費につきましては、総事業費が約8億9,000万円で、そのうち令和5年度の事  
業費が約3億8,000万円、令和6年度の事業費が約5億1,000万円で、総事業費  
8億9,000万円のうち、補助金については補助率が2分の1ですが、事業内容  
により上限額が設定されているため、約3億6,000万円となり、事業者が最終的に負

担をする金額は5億3,000万円ほどになります。

また、採択の見通しについてですが、本事業の採択は、事業実施地域を含む一体的な地域計画を提出し、その計画について、有識者による審査があり、採択要件の項目に加えて取組の新規性、独自性、持続可能性の観点等も踏まえて総合的に評価を行い、要否を判断することになります。観光庁では、国立公園の活性化を推進しているため、申請する地域計画に尾瀬と日光の両国立公園をはじめとする豊富な自然を生かした観光産業の活性化などを盛り込み、採択に向けて充実した内容となるように計画書の作成を進めているところです。

現在、申請受付の事務局から計画書の内容についてはある程度の評価は得られているようですが、片品村以外からも多くの申請が予想されるため、採択結果が発表されるまでは不確定な状況です。

**7番（星野吉弥君）** 議長。

**議長（萩原正信君）** 7番。

**7番（星野吉弥君）** 7番。

大変ありがとうございます。

総事業費が8億9,000万円、国からの補助額上限が3億6,000万円、事業者負担は5億3,000万円という説明でしたが、次の質問として、現在、国や県の農業関係事業には村の補助金を上乗せ支給している現状です。今後、本事業が採択になった場合、観光庁、国交省による補助事業でもあり、今後の観光振興をバックアップするためにも、村の補助金上乗せを支給する考えがありますか、その辺を積極的な中に村長の答弁をお願いします。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（萩原正信君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

今後の観光振興をバックアップするためにも、国等の補助事業に対して村の補助金の上乗せ支給を検討すべきとのことですが、議員のご質問にありました片品村の農業関係で上乗せ支給している補助金につきましては、群馬県の補助事業で、「野菜王国・ぐんま」総合対策事業や農業経営向上事業で行う機械や施設整備等の支援として村から事業費の10%以内の補助を行っています。

村内の事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受け、先が見えない中で営業を強いられてきました。現在、収束の兆しがうかがえますが、見通しは不透明な状況

です。そのような状況の中で今回の補助事業に申請をされたことは、経営者として施設等の磨き上げを行い、経営基盤の安定を図ろうとする思いが強く感じられます。

本事業は事業規模も多いため、一概に補助金を支給するという事はなかなか難しいことだと思いますが、施設への継続した投資は大変重要だと思いますので、片品村としても、ポストコロナの観光事業の変化をチャンスに変えられるように、他の事業の補助内容や予算なども精査しながら、できる限りの支援ができるよう検討していきたいと思います。

これからは単体の観光ではなく、体験型や人との交流、学びなどを好む傾向があるとされています。インバウンド事業も増えつつありますので、片品村の一番の魅力である自然環境を生かした観光コンテンツを確立するため、宿泊施設や飲食店などと連携した取組ができるよう検討していきたいと思いますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁いたします。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

私もいろいろと村の条例を調べさせていただきました。その中に平成元年12月14日の条例第24号に、片品村観光・農業推進資金があります。この関係、私も農協に勤めていた頃、貸付担当で相当、利用は村内の方にあっせんをしましたが、この内容は、償還期間が10年以内、村の利子補給は1.5%、補給限度額、つまり、貸付限度額は1,000万円となっています。もし本事業が採択になった場合、今後の限度額の検討や、いろんな事業支援の中にこういった条例で定めたこともいろいろとまた思案をしながら協議をしていきたいので、またいろいろとお力をお願いします。

続きまして、次の項目の質問です。

2番として、特別職の職員である常勤の給与についてです。この中で、まず(1)として、現在、条例による類似自治体の特別職の給与・報酬額は以下の表のとおりです。議員削減も私たち検討を進めていかなければならないと考えますし、私たち議員の報酬をとやかく申し上げるのではなく、村長給与額は生活諸物価等全てが値上がりしていますし、時として首長選挙の公約としての引下げやいろいろな状況が生まれ、大変憂慮することもありました。この関係、とても村長に発言しにくいことだとは思いますが、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。



村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問にお答えいたします。

民間調査会社の資料で市町村長の報酬ワーストランキングというものがあり、それによりますと、約1,700の自治体の中で、県内では南牧村、片品村、上野村などがワースト50位以内に位置づけられています。さらに、働く職員の給与についても、先ほど上げた自治体のラスパイレス指数は、全国1,700余りの市町村の中で1,400番以下にあるなど、いずれも良好な状態にあるとは言えないことは承知しております。また、地方議員の成り手不足が深刻化しているなどの報道もされる中、政府の司法制度調査会は、令和4年12月の答申で議会の開催方法や議員報酬などの改善を図ることが必要である旨を答申しました。

議員の質問にもございましたが、議員や村三役などの特別職の報酬については、時の諸事情を考慮して減額をした時期がありましたが、村三役の報酬については、報酬額そのものを減額する条例改正を行ったため、減額した報酬額が現在も使用されている状況であります。

世界経済が不安定な中で、本村でも電気、ガス、食料品等の価格高騰に対応すべく経済対策の検討を進めておりますが、民間企業においては生活の基本となる賃金の底上げを実施する企業も増え、それに対して国も積極的な支援策を講じているところです。我々特別職の報酬の在り方と民間企業の賃金とを一概に比較するわけにはいきませんが、昨今の経済情勢の中においては、特別職の報酬についても改めて検証する意味も含めて第三者の意見を伺うことも必要であると考えているところであります。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

私の見解では、他市町村等の動向を踏まえ、特別報酬審議会に諮るべきと考えますが、前向きな村長答弁をお願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

片品村では、特別報酬等審議会は平成22年の開催以降開かれておりません。その間、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令など、我々が過去に経験したことがないような事態が連続して発生してきました。ようやくそれらの影響も少

なくなってきておりますが、生活に欠くことのできない品々の急激な高騰など、まだまだ様々な問題が引き続き残っており、各業界においても苦勞されていることも十分承知しております。

議員のお考えどおり、先ほども申し上げましたが、特別職の報酬について改めて検証する意味も含めて、また、村三役の報酬だけでなく、継続して議員の担い手を確保していくためにも、議員報酬についての検討も必要でないかと考えておりますので、特別職報酬等審議会を開催し、その意見を参考に検討していきたいと考えております。

審議会の開催の時期については、これから検討してまいりたいと思いますが、議員各位のご理解とご協力ををお願い申し上げます、答弁といたします。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（萩原正信君） 7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

私も先ほどもお話をしましたが、農協に勤めていた頃、農協組合長、また村長職、この職は1日24時間365日が職務に束縛された状態だと理解しています。議員とは全く質の違う環境にあります。多くの議員の意見としてお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### 日程第4 議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第4、議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬国立公園のゼロカーボンパーク登録に伴い、片品村の持続的な観光を目指し、尾瀬関係者や民間事業者の協力を得て、尾瀬周辺の脱炭素化の取組を進めるため、条例の制定をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定について

**議長（萩原正信君）** 日程第5、議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

片品村では10年先、20年先を見据え、村全体の活性化と持続的な発展に向け、尾瀬かたしな未来プロジェクトを推進し、村民主導でのむらづくりを進めるため、条例の制定をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 尾瀬かたしな未来構想委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第6、議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、別表に尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会委員及び尾瀬かたしな未来構想委員会委員の報酬日額8,000円の追加をお願いするものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長(萩原正信君) 日程第7、議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、住民税及び軽自動車税に関する一部について改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(萩原正信君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長、金子小百合君。

住民課長(金子小百合君) はい、住民課長。

議長(萩原正信君) 住民課長。

住民課長(金子小百合君)

(詳細説明)

議長(萩原正信君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(萩原正信君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(萩原正信君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(萩原正信君)** これで討論を終わります。

これから、議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(萩原正信君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第31号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長(萩原正信君)** 日程第8、議案第31号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(萩原正信君)** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第31号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基

盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、課税免除に係る固定資産の取得期間を「令和5年3月31日」から「令和7年3月31日」に改正するものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行し、令和6年度以後の課税について適用するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第31号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第32号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（萩原正信君）** 日程第9、議案第32号 片品村文化センター設置及び管理に関する



る条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第32号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村婦人会の名称が片品村女性会に変更したことに伴い、別表の「婦人会」を「女性会」に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第33号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第10、議案第33号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第33号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村婦人会の名称が片品村女性会に変更したことに伴い、「婦人会長」を「女性会長」に改正し、片品村青年団の廃止に伴い、「青年団長」を削除するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 片品村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第34号 財産の取得について

議長（萩原正信君） 日程第11、議案第34号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第34号 財産の取得について、提案の説明を申し上げます。

本議案につきましては、検討を進めている尾瀬かたしな未来プロジェクトに関連して、必要な土地及び建物の取得をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、梅澤康明君。

総務課長（梅澤康明君） はい、総務課長。

議長（萩原正信君） 総務課長。

総務課長（梅澤康明君）

(詳細説明)

議長(萩原正信君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第34号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 報告第4号 令和4年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(萩原正信君) 日程第12、報告第4号 令和4年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 報告第4号 令和4年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書の報

告について、説明を申し上げます。

この報告は、令和4年度から令和5年度に繰り越して実施する事業につきまして、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告するものでございます。

内容につきましては、令和4年度県単林道改良事業、林道仁加又線調査設計業務委託ほか4件の繰越事業について、総額1億8,309万8,000円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

### 日程第13 報告第5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書 について

**議長（萩原正信君）** 日程第13、報告第5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（萩原正信君）** 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

**村長（梅澤志洋君）** 報告第5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

この報告は、令和4年度から令和5年度に繰り越して実施する事業につきまして、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告するものでございます。

内容につきましては、農業集落排水事業花咲地区散気装置設置工事施工管理業務ほか4件の繰越事業について、総額1億9,600万1,000円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(萩原正信君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第14 議案第35号 令和5年度片品村一般会計補正予算(第2号)について

**議長(萩原正信君)** 日程第14、議案第35号 令和5年度片品村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長(梅澤志洋君)** 議長。

**議長(萩原正信君)** 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 議案第35号 令和5年度片品村一般会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億326万8,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税、繰入金及び諸収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、民生費及び商工費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(萩原正信君)** 議案第35号の質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**議長(萩原正信君)** お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前10時47分 延会